

株式会社鱒ヶ沢洋上風力発電所「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年9月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社鱒ヶ沢洋上風力発電所に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

※令和4年2月25日付で INFLUX 次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社から、株式会社鱒ヶ沢洋上風力発電所に事業承継。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県鱒ヶ沢町前面海域及びその周辺
原動力の種類：風力（洋上）
出力：最大800,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月27日
環境大臣意見受理	令和元年12月 6日
経済産業大臣意見発出	令和元年12月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年 8月26日
住民意見の概要等受理	令和2年10月19日
青森県知事意見受理	令和3年 1月25日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 2月18日
環境影響評価方法書受理	令和4年 2月28日

住民意見の概要等受理	令和4年 5月11日
青森県知事意見受理	令和4年 8月 9日
経済産業大臣勧告発出	令和4年 9月21日

※出力が432,000kWから800,000kWへと変更となったため、改めて環境影響評価方法書の届出がなされたもの。

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

株式会社鱒ヶ沢洋上風力発電所「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
2. 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づき、ふるさと眺望点に指定されているベンセ湿原や天童山公園、津軽国定公園内に位置する呑龍岳展望台、日常の視点場であるJR五能線が存在していることから、これらを景観の調査地点に追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)